

第3節 防災の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国、府、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

本市における防災に関する基本方針は、次のとおりとする。

